

介護老人保健施設ケアセンター南大井 利用料金表(短期入所療養介護)

令和4年10月1日現在

■ 基本利用料

			-1	投棟	
	自己 負担額	1	固室	多.	末室
		強化型	(加算型)	強化型	(加算型)
	1割	675 ⊞	629 ฅ	718 ⊞	665 ⊞
要支援1	2割	1,350 ⊞	1,258 円	1,435 円	1,330 円
	3割	2,025 円	1,887 ⊞	2,152 円	1,995 ⊞
	1割	831 ⊞	786 ฅ	891 ⊞	838 ฅ
要支援2	2割	1,661 ⊞	1,572 円	1,781 ⊞	1,675 円
	3割	2,492 ⊞	2,358 円	2,672 円	2,512 円
	1割	866 ⊞	820 ฅ	954 円	902 ฅ
要介護1	2割	1,731 ⊞	1,640 円	1,908 円	1,803 円
	3割	2,597 ⊞	2,459 円	2,862 ⊨	2,705 円
	1割	945 ⊞	871 ⊞	1,037 円	955 ⊞
要介護2	2割	1,890 ⊞	1,742 ⊞	2,073 円	1,910 ⊞
	3割	2,835 ⊞	2,613 円	3,110 円	2,865 円
	1割	1,014 ⊞	939 ฅ	1,106 円	1,024 円
要介護3	2割	2,028 ⊞	1,877 ⊞	2,211 ⊞	2,047 円
	3割	3,042 ⊞	2,816 円	3,316 ⊨	3,071 円
	1割	1,077 ⊞	997 ⊞	1,168 ⊞	1,081 ⊞
要介護4	2割	2,154 ⊞	1,993 ⊞	2,335 円	2,161 ⊞
	3割	3,231 ⊞	2,989 д	3,502 円	3,241 円
	1割	1,138 ⊞	1,053 円	1,231 円	1,139 ⊞
要介護5	2割	2,276 ⊞	2,106 円	2,462 円	2,278 円
	3割	3,414 ⊞	3,159 円	3,692 円	3,417 円

		認	知症	専門棟			
	個	室			多质	末室	
強化型		(加算型)	強化型		(加算型)
949	円	903	円	1,037	円	985	円
1,897	円	1,806	円	2,074	円	1,969	围
2,846	円	2,708	円	3,111	円	2,954	円
1,028	円	954	円	1,120	円	1,038	B
2,056	円	1,908	円	2,239	円	2,076	围
3,084	円	2,862	円	3,359	円	3,114	田
1,097	円	1,022	円	1,189	円	1,107	围
2,194	円	2,043	円	2,377	円	2,213	円
3,291	円	3,065	円	3,565	円	3,320	田
1,160	円	1,080	円	1,251	円	1,164	Э
2,320	円	2,159	円	2,501	円	2,327	円
3,480	円	3,238	円	3,751	円	3,490	Э
1,221	円	1,136	円	1,314	円	1,222	円
2,442	円	2,272	円	2,628	円	2,444	円
3,663	円	3,408	円	3,941	円	3,666	円

■ ご利用料金のめやす(1日)

	自己				
	負担額	個室		多床室	
	1割	9,441	円	3,445	円
要支援1	2割	10,190	円	4,237	円
	3割	10,938	円	5,029	円
	1割	9,602	円	3,625	円
要支援2	2割	10,512	円	4,598	円
	3割	11,422	円	5,571	円
	1割	9,639	円	3,691	円
要介護1	2割	10,586	円	4,730	円
	3割	11,533	円	5,768	円
	1割	9,721	円	3,777	円
要介護2	2割	10,750	円	4,901	円
	3割	11,778	円	6,026	円
	1割	9,793	円	3,848	円
要介護3	2割	10,894	円	5,044	円
	3割	11,995	円	6,238	円
	1割	9,858	円	3,912	円
要介護4	2割	11,025	円	6,172	円
	3割	12,190	円	6,431	円
	1割	9,921	円	3,979	円
要介護5	2割	11,151	円	5,306	円
	3割	12,380	円	6,631	円

認知症専門棟	
多床室	
3,777	円
4,902	円
6,027	円
3,863	円
5,074	円
6,285	円
3,934	円
5,216	円
6,497	円
3,999	円
5,345	円
6,690	円
4,065	円
5,478	円
6,890	円

^{*}特別な行事などについては、別途料金がかかる場合がございます。

^{*}内訳の合算額と実際の支払額に多少の誤差がありますのでご了承ください。

^{*}令和元年6月より、在宅強化型基本単位で算定しております。算定要件を満たさない場合は加算型の算定となります。

介護老人保健施設ケアセンター南大井 利用料金表(短期入所療養介護)

■介護保険給付対象外サービスの利用料

田	220	数料	請求書発行手数料	
田	495		個別洗濯代	入所セット
田	230	C4%	日用品費	
田	実費			クラブ費
田	650		多床室	冲上見
\exists	1690		従来型個室	
田	50			おやつ行事/1回
田	70			おやつ代
田	680	夕食	5	
\exists	700	昼食	亘	食費
\blacksquare	550	朝食	嫜	

■食費·居住費

第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階	作) 石岩 风温校准	利田老色拍段膨
1,300 円	1,000 円	600 ⊞	300 ⊞	X X	中
1,310 円	1,310 🖽	490 円	490 円	個室	居化
370 ⊞	370 ⊞	370 ⊞	0 円	多床室	居住費
	1,300 円 1,310 円 370	1,000 円 1,310 円 370 1,300 円 1,310 円 370	600 円 490 円 370 1,000 円 1,310 円 370 1,300 円 1,310 円 370	300 円 490 円 0 600 円 490 円 370 1,000 円 1,310 円 370 1,310 円 370	個字 個字 多床室 300 円 490 円 0 370 370 円 1,310 円 370 円 37

特別室料 (2階ー般棟のみ) (1日あたり) 個室 5,000 円 2人部屋 3,000 円

■各種加算

	単位数	1割	2割	3曹	25中极
夜勤職員配置加算	24	27	53	79	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たしている場合
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(I)	34	37	74	111	基本型の施設で一定割合以上の在宅復帰を実現している施設に加算
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	46	51	101	151	在宅強化型の施設で一定割合以上の在宅復帰を実現している施設に加算
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	20	40	59	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上であること
介護職員処遇改善加算(I)	総利用単位数× 3.9%×10.90	左記の10%	左記の20%	左記の30%	介護職員の処遇の改善等をしているものとして東京都知事に届出を行っている場合
介護職員等特定処遇改善加算(I)	総利用単位数× 2.1%×10.90	左記の10%	左記の20%	左記の30%	介護職員処遇改善加算 $(1) \sim (\Pi)$ までのいずれかを算定し、介護福祉士の配置等要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たしていること
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	総利用単位数× 1.7%×10.90	左記の10%	左記の20%	左記の30%	介護職員処遇改善加算 (1) \sim (Π) までのいずれかを算定し、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たしていること
介護職員等ベースアップ等支援加算	総利用単位数× 0.8%×10.90	左記の10%	左記の20%	左記の30%	介護職員処遇改善加算 (1) ~ (Π) までのいずれかを算定し、賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の $2/3$ は介護職員等のベースアップ等に使用すること
個別リハビリテーション実施加算	240	262	524	785	理学療法士・作業療法士が個別リハビリテーション計画に基づき個別リハビリテーションを実施した場合
認知症ケア加算	76	83	166	249	要介護の方で認知症専門棟を利用した場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	218	436	654	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、サービスを 行った場合
緊急短期入所受入加算	90	99	197	295	緊急的に居宅サービスに位置付けられていない緊急利用者を受け入れた場合(要支援1,2は除く)
若年性認知症利用者受入加算	120	131	262	393	若年性認知症利用者を受入れ、個別に担当スタッフを定め、そのスタッフを中心にご利用者の特性やニーズに応じたサービスを提供した場合
重度療養管理加算	120	131	262	393	要介護4または5であって、医療の必要性が高い利用者の受入れを行った場合
送迎加算(片道)	184	201	401	602	ご自宅と施設間の送迎サービスを利用される場合
総合医学管理加算	275	300	600	900	治療管理を目的とし、一定の基準に従い、居宅サービス計画において、計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を行った場合
療養食加算/回	∞	9	18	27	糖尿病食、腎臓病食、貧血食などの療養食の提供を行った場合
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	ω	4	7	10	①認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の50以上。②認知症介護実践リーダー研修修了者を一定以上配置し、専門的な認知症ケアを実施。③ 当該事業所の従業員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達または技術的指導に係る会議を定期的に開催している場合
緊急時治療管理	518	565	1,130	1,694	入所された方に緊急な医療が必要となり、所定の対応をした場合